

御社も派遣先も派遣スタッフも

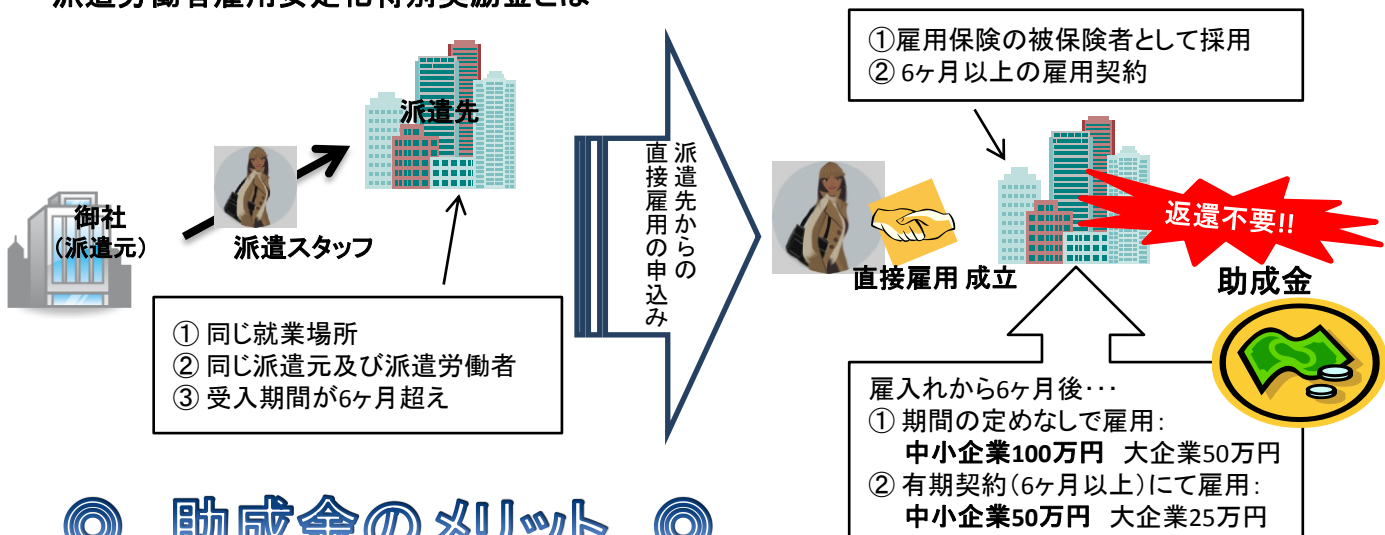
みんな笑顔に!!

ご存知の通り、現在の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下「派遣法」)では、その業務により派遣可能期間に制限があったり、制限のない業務(いわゆる26業務)であっても、一定の条件になれば派遣先が直接雇用の申し込みを行わなければならない、となっています。

そしてその結果、御社の派遣労働者がそのまま派遣先の従業員に切り替わり…ということもあったと思います。中にはそのタイミングで、「紹介料」などで交渉されたところもあるでしょうが、それに抵抗を示される派遣先企業に対しては、特に何もないうまで終わっていたケースも少なくないと思います。

そこで今回ご紹介する助成金を、派遣先企業へ御社からのご提案として、是非お話し下さい。

派遣労働者雇用安定化特別奨励金とは…



◎ 助成金のメリット ◎

スムーズな雇用関係の移行が可能

紹介料などの派遣先の負担が軽減され、派遣先との交渉が行いやすくなります。

派遣先への提案による企業間の信頼アップ

本来は派遣会社にとってマイナスとなるスタッフの移行を、あえて派遣先にご提案されることにより、派遣先との信頼が深まります。

労働者の雇用安定

『スタッフのことを考える派遣会社』ということが、御社のイメージアップとなり、より良い人材の確保に繋がります。

※このリーフレットは紙面の関係上簡単に表記しております。助成金には、他の条件や期限もありますので、詳細は是非一度ご連絡下さい。

…………… 以下ご記入の上、FAXにてご返信下さい。受信後3日以内にご連絡いたします。 ……………

御社名				一度話を聞きたい <input type="checkbox"/>
ご担当者	部署	役職	氏名	フリガナ
電話番号	市外局番よりご記入ください			
住所	〒			

FAX: 078-333-4864

あるく社会保険労務士法人(FAX受付窓口)
神戸市中央区三宮町1-1-1
やまと社会保険労務士事務所
神戸市兵庫区駅前通5-3-15